

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）<u>第21条第2項第1号</u>に規定する<u>特定町村（以下「特定町村」という。）</u></p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ アから<u>サ</u>までに掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 大学院特定施設等 次に掲げる県内の施設等をいう。</p> <p>ア 前号アから<u>シ</u>までに掲げる施設等</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）<u>第5条第1項</u>に規定する<u>保健所</u></p> <p><u>キ 地域保健法第18条第1項に規定する市町村保健センター</u></p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>ス アから<u>シ</u>までに掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 大学院特定施設等 次に掲げる県内の施設等をいう。</p> <p>ア 前号アから<u>ス</u>までに掲げる施設等</p>

イ [略]

(貸付け)

第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者で将来特定施設等において看護職員の業務（母子健康包括支援センターにあつては助産師の業務に、特定町村にあつては保健師の業務に限り、看護職員養成施設にあつては規則で定める教員の業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするもの又は保健師、助産師若しくは看護師の免許を取得し、かつ、大学院修士課程に現に在学している者で将来大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

イ [略]

(貸付け)

第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者で将来特定施設等において看護職員の業務（母子健康包括支援センターにあつては助産師の業務に、保健所及び市町村保健センターにあつては保健師の業務に限り、看護職員養成施設にあつては規則で定める教員の業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするもの又は保健師、助産師若しくは看護師の免許を取得し、かつ、大学院修士課程に現に在学している者で将来大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。